

## 開発行為に係る森林法の手続について

森林法第5条に定める地域森林計画対象民有林(以下「対象森林」という)において、土地の形質を変更する行為や立木を伐採する時は、次の森林法に基づく手続が必要です。

なお、保安林に指定されている森林については、伐採や土地の形質変更に制限があり、別途届出や許可が必要となります。

### [規模別手続一覧]

目的	対象森林の土地の形質を変更する面積	林地開発	伐採届	小規模開発
太陽光発電設備の設置	0.5haを超える	○	×	×
	0.5ha以下	×	○	×
その他	1haを超える	○	×	×
	0.8ha以上～1.0ha以下	×	○	○
	0.8ha未満	×	○	×

### 1 林地開発許可(森林法第10条の2)

**[土地の形質変更面積が1ha(太陽光発電施設の設置の場合は0.5ha)を超える]**

- (1)あらかじめ県に林地開発許可申請を行い、**知事の許可が必要**です。
- (2)林地開発許可申請の標準処理期間は75日間です。(休日及び補正期間は含まない)
  - ・処理期間は目安で、全ての申請がこの期間内に処理されるものではありません。
  - ・手続きは、県ホームページ掲載の「森林法の開発許可制度について」をご覧ください。  
[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk22/af17\\_000000006.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk22/af17_000000006.html)

### 2 伐採及び伐採後の造林の届出(森林法第10条の8)

**[立木の伐採を行う時]**

- (1)伐採する日の30日から90日前までに市町長に**「伐採及び伐採後の造林の届出**(以下「伐採届」という)**」の提出が必要**です。
  - ・手続きは、森林が所在する市町にお問合せください。
- (2)林地開発許可を取得する場合は、「伐採届」は不要となります。

### 3 小規模開発計画書(小規模林地開発取扱要領第3条)

**[土地の形質変更面積が0.8ha以上1ha以下(太陽光発電設備の設置を除く)]**

- (1)県に**「小規模開発計画書」を提出**してください。
- (2)「小規模開発計画書」を提出する場合も、市町への**「伐採届」の提出は必要**です。
- (3)「小規模開発計画書」と「伐採届」の内容は整合させてください。
  - ・手続きは、県ホームページ掲載の「小規模開発計画書について」をご覧ください。  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk22/documents/syoukibokaihatukeikaku.pdf>

### 【参考】開発行為規模と森林法の手続(概念図)

